

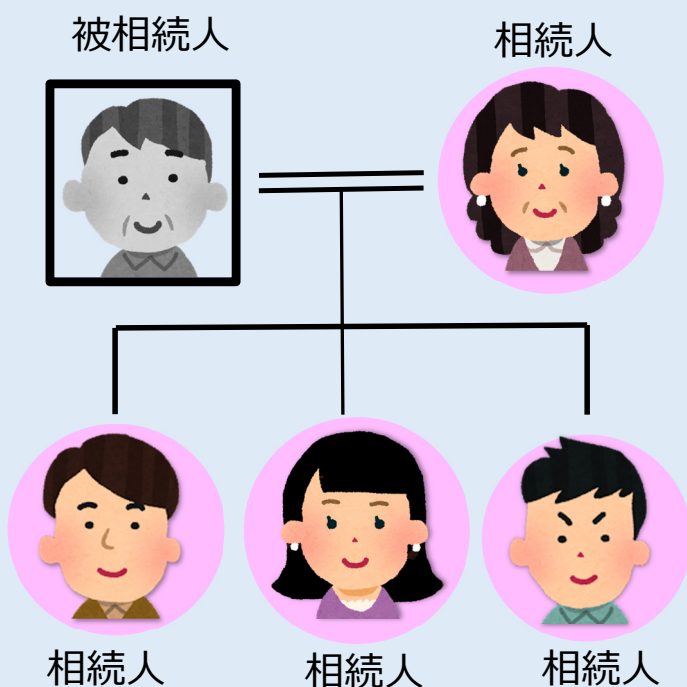
# 亡くなった方の賠償がそのままになっていませんか



- 亡くなった方が受け取るはずだった原発事故の賠償金は、相続人が請求することができます。
- 相続人が複数いる場合は、基本的に、相続人全員で申立てをしていただいておりますが、相続人の一部が所在不明や連絡が付かない場合などには、その相続人を除いた形で申立てできる場合もあります。

## 【提出いただく主な書類】 ※申立て後の提出も可能

- 申立人(相続人)の現在の戸籍謄本
- 亡くなった方(被相続人)の出生時から死亡時までの全ての戸籍謄本等



和解仲介手続申立書

氏名	生年月日	印
氏名	生年月日	印
氏名	生年月日	印
氏名	生年月日	印
氏名	生年月日	印
氏名	生年月日	印

申立書の申立人欄には亡くなった方の氏名は書かず相続人の氏名をお書きください。